

Ge t 100応援パスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条この要綱は、群馬県民の健康促進を応援することで、100歳まで元気に健康で過ごす育みを地域社会が支えるような社会の実現に向けた県民運動の展開を目的とするパスポート事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Ge t 100応援パスポート事業

当協会会員に属する者

(以下「会員」という。)が、次号に掲げる協賛店舗等において、Ge t 100応援パスポート(当協会会員証)を提示することにより、割引やポイント・スタンプ等の優遇などの特典を受けることができるGe t 100応援パスポート事業をいう。

(2) 協賛店舗等

Ge t 100応援パスポート事業に協賛し、Ge t 100応援パスポートの使用者に特典を提供する店舗、施設、企業等をいう。

(3) 協賛ステッカー

協賛店舗等が掲示し、協賛店舗等である旨を表示するための協賛ステッカーをいう。

(4) Ge t 100応援パスポート

当協会会員に対して

1人1枚ずつ配付されるGe t 100応援パスポート(をいう)。

(5) 特典

協賛店舗等で任意に定めた割引やポイント・スタンプ等の優遇などのサービスをいう。

(Ge t 100応援パスポート事業の実施体制)

第3条1NPO法人日本健康文化協会は協賛企業と共同でパスポート事業を行うものとする。

2 NPO法人日本健康文化協会はパスポート事業の趣旨を店舗・施設・企業等に周知し、事業を円滑に推進するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 店舗、施設、企業等に対し、パスポート事業への協賛を依頼すること。

(2) パスポート及び協賛ステッカーを作成すること。

(3) 協賛店舗等に協賛ステッカーを配付すること。

(4) ホームページ等を通じて、パスポート事業についての情報提供を行うこと。

(5) パスポート事業全般の運営及びその見直しに関すること。

(6) その他パスポート事業を推進するために必要なことを行うこと。

3 NPO法人日本健康文化協会は、パスポート事業の趣旨を会員及び店舗、施設、企業等に周知し、事業が円滑に進むように努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

(1) 会員に対してパスポートを配付すること。

(2) 当該協賛店舗等の名称、所在地及び特典内容等について、周知に努めること。

(3) その他パスポート事業を推進するために必要なことを行うこと。

(パスポートの使用)

第4条パスポートの配付を受けた者は、パスポート裏面の所定の位置に氏名及び有効期限(1年単位)を記載する。

2 パスポートは、他人に貸与・譲渡してはならない。

3 協賛店舗等は、パスポート提示者に対して、当該パスポートを使用できる者であることを確認することができる。

4 パスポートの不正使用があった場合は、NPO法人日本健康文化協会はパスポート使用者に対してその返却を求めることができる。

5 パスポートの使用期限は、パスポート裏面に記入された有効期限とする。

(協賛店舗等の範囲)

第5条協賛店舗等は、原則として、県内に所在する店舗、施設、企業等に限る。ただし、関東・信越に所在する店舗、施設、企業等がかつ次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 県内にも支店等が所在するとき。

(3) 特典の提供を県内で受けることが可能であるとNPO法人日本健康文化協会が認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、店舗、施設、企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店舗等として登録することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されている業種を営む店舗、施設、企業等。ただし、当該店舗、施設、企業等の立地状況や県民の利用状況等を勘案した上で、第1条の趣旨に照らし、当該店舗、施設、企業等が協賛店舗等た

ることが適当であると県が認めた場合は、この限りでない。

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗、施設、企業等。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号ニ規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が関連する店舗、施設、企業等。

(4) 特典を提供する際に、パスポートの提示を確認することができない店舗、施設、企業等。

(5) その他パスポート事業の趣旨にそぐわないとNPO法人日本健康文化協会が認める店舗、施設、企業等。

（協賛の手続き等）

第6条パスポート事業に協賛しようとする店舗、施設、企業等を営む者は、店舗、施設、企業等ごとに協賛申込書により、NPO法人日本健康文化協会へ申し込むものとする。

2 NPO法人日本健康文化協会は、前項の規定による申込みを受けたときには、内容を確認の上、協賛店舗等として登録し、ホームページ等により公表することができる。

3 協賛店舗等を営む者は、第1項の協賛申込書の内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、あらかじめ、変更・廃止届により、NPO法人日本健康文化協会に届け出るものとする。

4 NPO法人日本健康文化協会は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公表することができる。

5 協賛店舗等の業務内容又は特典内容が違法又は不適切と認められる場合には、NPO法人日本健康文化協会は協賛店舗等を登録しないこと又は協賛店舗登録を取り消すことができる。

6 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

(1) 提供する特典の内容を協賛ステッカーの所定の位置に記載し、パスポートの使用が見やすい位置に掲示すること。

(2) 特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛ステッカーの記載を変更すること。

(3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならないこと。

（デザインの使用）

第7条パスポート及び協賛ステッカーのデザインを利用しようとする者は、原則として、NPO法人日本健康文化協会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認に関し、必要な事項は別に定める。

（個人情報の取扱い）

第8条

NPO法人日本健康文化協会は、パスポートの利用者情報を、協賛店舗等に提供しない。

（委任）

第9条この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要と認められる事項については、別にNPO法人日本健康文化協会が定める。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。